

都城市中心市街地再生プラン事業費補助金（集団型商業基盤整備事業費補助）
交付要綱

（趣旨）

第1条 集団型商業基盤整備事業費補助（以下「集団型補助事業」という。）については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）及び都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（集団型補助事業の内容等）

第2条 集団型補助事業の内容等交付に必要な事項については、別表第1に定めるところによる。

（重複交付の禁止）

第3条 補助対象事業者が当該補助対象事業について、国、県及び市の他の補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金は、交付しないものとする。ただし、実施設計委託料等の計画策定に係る事業と店舗等の新築や改修に係る事業とを分けて申請する場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 平成29年度都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要項の規定により認定した集団型商業基盤整備事業は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（6） 集団型商業基盤整備事業費補助

補助内容	<p>特定地域内において、一定の面積以上の建物を集約するなど、商業基盤の集積や再整備のために係る計画策定費、外装整備費及び新たに整備する商業施設等の整備費に対する補助</p>
補助対象者 (追加要件)	<p>特定地域内において、敷地面積500平方メートル以上を開発し、かつ、建物の登記が異なる3店舗以上の店舗の集約等を図るため、内装・外装等の整備を行う個人又は団体であること。</p>
補助対象事業	<p>商業施設等の整備に係る設計等の計画策定（耐震調査等を含む。）費又は商業施設等の新築、改修、解体及び改装工事（以下この表において「新築等工事」という。）のうち、集客力の向上を図るために有効であると認めるものとする。ただし、次に掲げるものに係る経費は対象外とする。</p> <p>（1） 過剰と認める改装工事等</p> <p>（2） 器具及び備品。ただし、工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のクーラーや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>（1） 土地・建物購入費用</p> <p>（2） 工事用機械及び工具等の購入に関する費用</p> <p>（3） 保険等から補填を受ける費用</p> <p>（4） 前3号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めるもの</p>
補助金額及び補助率	<p>1 実施設計委託料等の計画等策定に係る事業（以下この表において「計画策定事業」という。）</p> <p>（1） 最重点エリア及び重点エリア（リノベーションチャレンジエリア） 補助対象経費の5分の4以内で、限度額を500万円とする。</p>

	<p>(2) 重点エリア（リノベーションチャレンジエリア以外のエリア）及び検討エリア 補助対象経費の3分の2以内で、限度額を300万円とする。</p> <p>2 店舗等の新築や改修、改装に係る事業（以下この表において「新築等事業」という。）</p> <p>(1) 最重点エリア 補助対象経費の5分の4以内で、限度額を4,500万円とする。</p> <p>(2) 2重点エリア（リノベーションチャレンジエリア） 補助対象経費の5分の4以内で、限度額を2,000万円とする。</p> <p>(3) 重点エリア（リノベーションチャレンジエリア以外のエリア）及び検討エリア 補助対象経費の3分の2以内で、限度額を1,500万円とする。</p> <p>※ 補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
補助の条件	<p>1 計画策定、外装整備、商業施設等を新たに整備するに当たり、施工方法、整備概要等について都城市中心市街地活性化タウンマネージャーの支援を受けること。</p> <p>2 業務の発注は、市の入札参加有資格事業者であること。</p> <p>3 改装後の店舗等での業務が別表第2に掲げる業務に該当しないこと。</p> <p>4 補助対象となる新築等工事後の建物の延床面積が、新築等工事前の延床面積以上の面積であること。</p> <p>5 計画策定事業における業務を行う事業者は、建築士資格及び建築士の事務所登録を行っている者であること。</p>
事業認定申請に係る添付書類	<p>1 計画策定事業</p> <p>(1) 事業計画書（様式第3号）</p> <p>(2) 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第3号の2）</p> <p>(3) 収支予算書（様式第4号）</p> <p>(4) 支援表明書（様式第5号）</p> <p>(5) 実施設計委託料等の計画等策定に係る見積書（2者以上）の写し</p> <p>(6) 店舗等の現況写真（外観、内装）</p> <p>(7) 土地・建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。た</p>

	<p>だし、店舗を賃貸借した場合は、店舗賃貸借契約書の写し</p> <p>(8) 市税の滞納のない証明書</p> <p>(9) 団体概要書 (様式第7号)</p> <p>(10) 役員名簿 (様式第8号)</p> <p>(11) 構成員名簿 (氏名、住所、業種を記載したもの)</p> <p>2 新築等事業</p> <p>(1) 事業計画書 (様式第3号)</p> <p>(2) 建築課及び消防局協議事項確認書 (様式第3号の2)</p> <p>(3) 収支予算書 (様式第4号)</p> <p>(4) 支援表明書 (様式第5号)</p> <p>(5) 工事にかかる仕様明細を含む見積書 (2者以上) の写し</p> <p>(6) 図面等の写し</p> <p>(7) 工事着手前の店舗等の現況写真</p> <p>(8) 建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。ただし、 店舗を賃貸借した場合は、店舗賃貸借契約書の写し</p> <p>(9) 市税の滞納のない証明書</p> <p>(10) 団体概要書 (様式第7号)</p> <p>(11) 役員名簿 (様式第8号)</p> <p>(12) 構成員名簿 (氏名、住所、業種を記載したもの)</p>
審査会の要・ 不要	<p>1 計画策定事業 不要</p> <p>2 新築等事業 要</p>
事業完了届の 提出	<p>補助対象事業が完了したときは、速やかに事業完了届及び次に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が省略することを認めた書類は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業請負契約書の写し</p> <p>(2) 事業内容の内訳が分かる書類</p> <p>(3) 施工前及び施工後の写真 (新築等事業のみ)</p> <p>(4) 消防法 (昭和23年法律第186号) に適合していることが証明できるもの (新築等事業のみ)</p>

補助金の申請 に係る添付書 類	1 事業実績報告書及び事業認定通知書の写し 2 収支決算書 3 領収書の写し
-----------------------	--

別表第2（別表第1関係）

	建物の種別	備考
1	住宅、アパート、マンション等	
2	遊技場・風俗施設	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく業種
3	工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50平方メートル以下のものを除く。
4	駐車場	当該店舗等の商業活動に併用する場合を除く。